

協働事業に関する提案書

平成31年4月5日

狭山市長 様

団体名 狭山市犯罪被害者・交通被害者等支援の会

所在地

代表者名 佐藤 咲子

次のとおり、協働事業に関して提案します。

1 提案する協働事業	市民提案型協働事業 ・ 行政提案型協働事業
2 事業名	犯罪被害者等支援事業
3 事業期間	令和元年6月1日から令和2年2月29日
4 事業種別	<input type="checkbox"/> 単年度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
5 事業予算	181,822円
6 事業概要	犯罪被害者及び交通被害者やその家族等の支援を行うことで被害者の心の傷、精神状態が少しでも回復されることを目的とする。 (1) 犯罪被害者及び交通被害者の発言の傾聴 (2) 犯罪被害者・交流会の開催 (3) 被害者支援のための方策を学ぶセミナー開催
7 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 協働事業に関する企画書 (様式第2号) <input checked="" type="checkbox"/> 協働事業収支予算書 (様式第3号) <input checked="" type="checkbox"/> 協働事業実施スケジュール (様式第4号) <input checked="" type="checkbox"/> 協働事業提案団体概要書 (様式第5号)



協働事業に関する企画書

団体名 狭山市犯罪被害者・交通被害者支援の会

1 事業名	犯罪被害者等支援事業
2 事業の詳細	・犯罪被害者及び交通被害者の発言の傾聴 ・犯罪被害者を支援する団体の育成 ・被害者講演会及び交流会、セミナーの開催
3 実施体制	(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 書記 1名 (4) 会計 1名 (5) 監査 2名
4 役割分担	【提案団体の役割】 犯罪被害にあわれた方々の話を聴くことなどを通じ、彼らの心の回復のサポートをする。 併せて犯罪被害者支援の重要性を世の中に広める。
	【市の役割】 犯罪被害者を理解し、一人でも多くの市民に協力を呼びかけて欲しい。
5 協働の効果	狭山市の協力によって、自責の念により声を出せない被害者が信頼感を増し支援の活動がスムーズに行うことができる。
6 事業のアピールポイント	犯罪被害者が事件、事故以来支援の会に参加することにより傷ついた心が癒され、事件以来送れなくなった日常生活(食事、睡眠、家事、仕事、学校)以前は普通に出来ていたことが取り戻すことができるようになる。